

業務指示書

イラン国政府系ビルのESCO導入にかかるパイロット事業実施プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年11月27日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 島田 清仁 Shimada.Kiyohito@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年12月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するものか外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギー・ESCOに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（イラン及びその他全世界）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年12月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第9.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び算出根拠

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IRR1 = 0.003 円 , US\$1 = 98.25 円 , EUR1 = 135.08 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月12日(木) 13:30～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 本部 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課・第三課まで報告するものとします。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課・三課まで報告するものとします。

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第8により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

ESCO普及制度/総括

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.62 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年12月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

- ・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

イラン国政府系ビルのESCO導入にかかるパイロット事業実施プロジェクト

| 評価項目 | 配点 | |
|---|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地) | 4.00 | |
| 2. 本件業務の実施方針 | (30.00) | |
| (1) 業務指示書の理解度 | 3.00 | |
| (2) 業務方針的確性 | 6.00 | |
| (3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等 | 8.00 | |
| (4) プロジェクト運営・技術移転計画(専門家、機材、研修員受入等)の妥当性 | 9.00 | |
| (5) 事前のカリキュラム・テキスト作成等国内作業計画の妥当性 | | |
| (6) 業務主任者によるプレゼンテーション(業務方針的確性、現実性等) | 4.00 | |
| 3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | (60.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| 1)業務主任者の経験・能力 ESCO普及制度/総括 | (60.00) | (48.00) |
| イ 類似業務の経験 | 18.00 | 14.00 |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 6.00 | 5.00 |
| ハ 語学力 | 9.00 | 7.00 |
| ニ 業務主任者としての経験及び評価 | 9.00 | 7.00 |
| ホ その他学位、資格等 | 6.00 | 5.00 |
| ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション(専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等) | 12.00 | 10.00 |
| 2)業務管理グループの管理体制 | - | (12.00) |
| イ 業務管理体制 | - | 12.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力 | () | |
| 1) 担当事項: | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 2) 担当事項: | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 3) 担当事項: | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 4) 担当事項: | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. プロジェクトの背景

イラン国は世界全体の石油埋蔵量の10.9%を占め、日産400万バレルを有する世界有数の産油国である。他方、イラン国内のエネルギー総消費量もエネルギー総生産量の44%に達しており、経済成長を牽引する石油輸出量確保のために自国内でのエネルギーの効率的利用が課題となっている。セクター別のエネルギー消費割合は、住宅部門が33%と最大であり、運輸部門24%、産業部門24%、業務部門が8%と続いているが、特に、業務部門・住宅部門に当たる一般の建築物でのエネルギー消費量は絶えず伸びており、国全体のエネルギー総供給量の40%程度までのぼっているため、建物における省エネルギーの推進は、イラン国エネルギー省の喫緊の課題となっている。

JICAはイラン国において開発計画調査型技術協力プロジェクト「ビルの省エネルギー管理と関連法令整備のための調査」(2010年05月～2011年11月)を実施し、ビル分野の省エネルギー推進のためのロードマップ及びアクションプランの策定に係る支援を行った。同調査の中で、既存ビルの省エネルギーの推進には、ESCO (Energy Service Company) 事業者の活用が有望であることが特定された。また、補助金合理化法(2010年12月制定)及びエネルギー消費パターン改革法(2011年3月制定)が相次いで制定され、省エネルギーを推進するための上位政策が整備されつつあることが確認されている。

このような状況下で、イラン国エネルギー省は我が国に対して、政府系ビルを対象としたESCO推進事業に係る能力強化の技術協力プロジェクトを要請した。本事業は、ビル分野における省エネルギーを推進し、エネルギー効率の改善を通じて事業者の競争力を高めると共に、気候変動対策にも資することから、我が国の国別事業実施計画で援助重点分野である「国内産業の育成」や「環境保全」に合致する。尚、本事業は、2013年2月に実施された詳細計画策定調査を受けて、2013年10月に締結された基本合意文書(R/D)に基づき実施されるものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

政府系ビルのESCO導入にかかるパイロット事業実施プロジェクト

(2) 上位目標

イランの政府系ビルに対するESCOの導入を通じて、ビルの省エネルギーが促進される。

(3) プロジェクト目標

イラン政府やESCO協会のESCO事業促進に係る能力が強化されることにより、ESCOのビジネスモデル確立が促進される。

(4) 期待される成果

- 成果1. イランでのESCO事業推進のための体制が整備される。
- 成果2. 政府系ビルへのESCO導入に係る、エネルギー省/ESCO協会の能力が強化される。
- 成果3. 政府系ビルへのESCO導入に係る、検討・促進が行われる。
- 成果4. ESCO導入に係る、政策提言が行われる。

(5) 活動の概要

【イランでのESCO事業推進のための体制整備】

活動1-1. ESCO協会のための体制、規則、ガイドライン整備支援

【政府系ビルへのESCO導入に係る、エネルギー省/ESCO協会の能力強化】

活動2-1. ESCO導入に係る施策、マニュアルの検討・整備

活動2-2. ESCO契約雛形等の整備

活動2-3. 普及啓発・研修能力の育成

活動2-4. ビル省エネ政策・法制度、資金メカニズムに係る事例紹介

【政府系ビルへの ESCO 導入に係る、検討・促進】

活動 3-1. ESCO 事業者の能力強化

活動 3-2. ESCO 事業者による政府系ビルのエネルギー診断

活動 3-3. ESCO 事業者によるパイロット事業実施を通じた、政府系ビルへの ESCO 導入に係る検討

活動 3-4. パイロット事業モニタリング

【政策提言】

活動 4-1. ESCO 導入に係る政策提言

(6) 対象地域

テヘラン市を中心とした大都市

(7) 関係官庁・機関

エネルギー省電力エネルギー生産性経済局 (MOE OIPEEE : Ministry of Energy, Office for the Improvement of Productivity and Economy of Electricity and Energy)

エネルギー省イラン省エネルギー機構 (SABA/IEEO : Ministry of Energy, Iran Energy Efficiency Office (略称はペルシャ語標記))

イラン省燃料消費最適化機構 (IFCO: Iranian Fuel Conservation Company)

3. 業務の目的

「政府系ビルの ESCO 導入にかかるパイロット事業実施プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（以下、R/D : Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2013 年 10 月 1 日に JICA がイランエネルギー省 (MOE) と締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

本業務は、JICA が 2010 年 5 月から 11 月にかけて実施した「イラン国ビルの省エネルギー管理と関連法令整備のための調査」における調査結果・提言内容をうけて実施するものである。また、JICA が 2013 年 2 月に実施した「イラン国政府系ビルの ESCO 導入にかかるパイロット事業実施プロジェクト詳細計画策定調査」で本事業の枠組みについて先方政府と協議・合意している。したがって、プロポーザルの作成にあたり、「イラン国ビルの省エネルギー管理と関連法令整備のための調査ファイナルレポート」及び「イラン国政府系ビルの ESCO 導入にかかるパイロット事業実施プロジェクト詳細計画策定調査報告書」の内容を十分に理解し、同調査で得られたデータ・結果を最大限に活用することが期待される。「3. 業務の目的」が達成されることを条件として、全体及び個々の作業計画について、具体的な作業内容及び理由を付して、プロポーザルにおいて提案すること。さらに、本指示書において記載されていないが必要と考えられる業務内容がある場合には、その内容と理由についてプロポーザルにおいて明確かつ具体的な提案をすること。

(1) 本業務の位置づけ

本業務はイラン国政府の省エネルギー・ESCO 政策との整合性を有しながら実施することに留意が必要である。イラン国では、エネルギー消費パターン改革法が 2011 年 3 月に制定され、ESCO 事業の促進は、省エネルギー政策を推進するための重要方策のひとつとして掲げられている。また、補助金合理化法が 2010 年 12 月に制定され、エネルギー補助金は 2011 年から 2015 年にかけて段階的に撤廃されることが決定している。本業務では、これらの上位政策の進捗状況に係る情報収集に努め、上位政策と本業務との整合性を取ることが重要である。

(2) イラン側の実施体制

ア. カウンターパート及び実施機関

本事業では、エネルギー省電力エネルギー生産性経済局（以下、MOE OIPEEE）をカウンターパートとし、エネルギー省イラン省エネルギー機構（以下、SABA/IEEO）を実施機関、イラン省燃料消費最適化機構（以下、IFCO）を共同実施機関としている。先方 C/P 機関との機能的な実施体制構築のために、①MOE OIPEEE の総局長を Project Director とし、同総局長を議長とする合同調整委員会（以下、JCC）を設置すると共に、②MOE OIPEEE 需要側省エネルギー課（Department of Energy Efficiency in Demand Side）より Project Manager を任命することが、R/D にて合意されている。

イ. 組織横断的な省エネルギーの推進

エネルギー消費パターン改革法（No. 386/85011）第 17 条において、イラン国における ESCO 政策は、エネルギー省（以下、MOE）、石油省（以下、MOP: Ministry of Petroleum）、経済財務省（以下、MOEF: Ministry of Economy and Finance）、大統領府戦略計画監督庁（以下、SPAC: Presidential Deputy of Strategic Planning and Supervision）によって推進されることが決定しており、これらの組織は JCC に加わる見込みである。

また、本事業の実施機関である MOE 傘下の SABA/IEEO は電力の省エネルギーを所管しており、共同実施機関である MOP 傘下の IFCO は熱（燃料）の省エネルギーを所管しているため、双方の有機的な連携を促し、電気及び熱の省エネルギーを包括的に推進する体制が求められている。

ウ. ESCO 協会（IRESCO）

ESCO 事業者の業界団体である ESCO 協会（IRESCO: Iran ESCO Organization）は、2012 年 6 月に設立されていることが確認されている。同協会は、MOE と MOP が公認し、SPAC の下に位置付けられ、資格を取得した民間の ESCO 事業者約 45 社と個人会員数名で構成されているが、民間団体という位置づけであることから、本事業では、ESCO 協会や ESCO 事業者に対して、MOE、SABA/IEEO、IFCO 経由で働きかけることとし、必要に応じて協力を得ることとする。

(3) 政府基金及び財政支援制度の構築

イラン国ではエネルギー補助金の撤廃が進められているものの、エネルギー価格は湾岸諸国の市場価格に応じて安価に抑えられる見通しのため、ESCO 事業による省エネルギーの推進には、政府基金や財政支援制度の構築が重要であることが、「イラン国ビルの省エネルギー管理と関連法令整備のための調査」により判明している。他方で、政府基金及び財務支援制度の構築には、現地特有の金融制度や商習慣を理解する必要があることから、本事業では、日本の財政支援策（補助金・優遇税制・利子補給等）の制度紹介を中心とし、主に本邦研修で扱う項目とする。

(4) パイロット事業

本事業は、ESCO 協会や ESCO 事業者が政府系ビルに対するパイロット事業を実施することを通じて、ESCO 契約の方法論や資金調達手法を検討・確立することにより、ESCO ビジネスモデルの確立を促進するものである。

パイロット事業を実施するための予算は、ESCO 特有の契約形態から、原則としてイラン側が負担することが R/D にて合意されている。対象となる政府系ビルは、イラン政府側によってショートリスト化され、エネルギー診断によって ESCO 導入に係る実現可能性を確認したのちに最終確定する。現時点で想定されるエネルギー診断の数は 10カ所程度であり、パイロット事業の数は 3カ所程度であるが、それぞれの実施数は、イラン政府側から提供されるショートリスト及び予算に左右されることから、事業開始後に JICA 及び C/P と協議した上で決定する。エネルギー診断及び ESCO 導入に係るパイロット事業を実施する際には、技術移転の観点から、C/P 機関および ESCO 事業者を充分に関与させること。

(5) 本邦研修

本業務では、本邦研修を 3 回想定しており、それぞれ 1 週間、8 名程度の受入を想定しているが、実施時に、期間、対象者、人数についてイラン政府と協議し、JICA と相談した上で最終決定する。

尚、本邦研修業務は、「受入」「研修実施」「研修監理」の 3 つに分かるが、このうち、業務実施

契約に包括する業務の対象は「研修実施」のみとし、それ以外の「受入」及び「研修監理」は、JICA 直営の研修員受入事業と同様、国内事業部及び国内機関で対応する。詳細は「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2012年4月版）」を参照のこと。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201204_guide.pdf

(6) 現地リソースの活用

イランにおける関連情報の取得や確認において、多くの時間と労力がかかることから、専門家の現地作業における業務サポート及び国内作業における現地業務のフォローを行うため、現地リソースの活用が求められる。本業務では、現地傭人の傭上を1名程度想定している。

(7) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に報告を行うことが求められる。

JICA は、これら報告について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(8) プラン・オブ・オペレーション（以下、PO）を基本とした先方 C/P 機関との共同運用

技術協力プロジェクトの運営においては、プロジェクト作業計画書（PO）に沿った先方 C/P 機関との共同作業を基本とすること。プロジェクトの活動において PO に変更の必要がある場合は、JICA 及び先方 C/P 機関関係者の合意のもと、所定の手続きを経て改訂する。

(9) プロジェクト進捗の確認・共有

プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としてモニタリングシートを C/P と共に半期ごとに作成する。

(10) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

- ・第1次契約：2014年1月～2015年9月（主として、パイロット事業開始準備までの活動）
- ・第2次契約：2015年10月～2017年12月（主として、パイロット事業開始後の活動）

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

6. 業務の内容

上記「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

【第1次契約期間：2014年1月～2015年9月】

（全成果共通）

(1) ワーク・プラン（第1次）原案の作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1次原案）（英文）に取りまとめる。

同レポートを基に、MOE、SABA/IEEO、IFCO 等、イラン側関係者と協議、意見交換し、プロジ

エクトの全体像を共有する。

(2) 合同調整委員会 (JCC) の設置及び定期開催支援

JCC の設置と運営、開催に係る支援を行う。なお、原則年 1 回の開催とする。第 1 年次についてはプロジェクト開始後 6 カ月以内に開催する。コンサルタントは、本委員会を活用し、プロジェクトの適切な管理に努めるものとする。

(3) プロジェクト業務進捗報告書 (第 1 次) の作成

第 1 次契約の業務実施状況及び第 2 次にむけての課題について、プロジェクト業務進捗報告書 (第 1 次) として取りまとめる。

(成果 1 に係る活動)

(4) ESCO 協会のための体制、規則、ガイドライン整備支援

ESCO 協会の現状を確認し、必要に応じて、イラン政府側に ESCO 協会設立に係る日本の事例紹介や情報提供を行い、ESCO 協会の体制、規則、ガイドライン整備に係る支援を行う。

(成果 2 に係る活動)

(5) ESCO 導入のための施策、マニュアルの検討・整備支援

ESCO 制度導入に必要な施策やマニュアルについて検討し、MOE、SABA/IEEO、IFCO 及び ESCO 協会等を技術移転先とし、ESCO 推進に係る能力強化を行う。ESCO 導入マニュアルは、技術協力成果品として JICA に提出すること。

(6) ESCO 契約書の雛形等の整備支援

ESCO 契約書の雛形等について検討し、MOE、SABA/IEEO、IFCO 及び ESCO 協会等を技術移転先とし、ESCO 推進に係る能力強化を行う。ESCO 契約書雛形は、技術協力成果品として JICA に提出すること。

(7) 普及啓発・研修能力の育成

ESCO 事業者に対する ESCO 導入マニュアルや ESCO 契約書雛形等の情報提供を行うために、MOE、SABA/IEEO、IFCO、ESCO 協会等の普及啓発・研修能力に係る能力強化を行う。

(8) ビル省エネルギー政策・法制度、資金メカニズムに係る事例紹介 (本邦研修)

ビル省エネルギー政策・法制度、資金メカニズムに係る事例紹介は、主に本邦研修で対応する事項とする。特に、日本の財政支援策については、補助金、優遇税制、利子補給等について紹介することが望ましい。本邦研修の期間、対象者、人数はイラン政府と協議し、JICA と相談した上で決定すること。現時点で、主に MOE、MOP、MOEF、SPAC 等、エネルギー消費パターン改革法 (No. 386/85011) 第 17 条に記載のある関係者を招聘することを想定している。

(成果 3 に係る活動)

(9) ESCO 事業者の能力強化

MOE、SABA/IEEO、IFCO、ESCO 協会等を介して、ESCO 事業者に対する ESCO 導入マニュアルや ESCO 契約書雛形等の情報提供を行う。

(10) ESCO 事業者による政府系ビルのエネルギー診断

政府系ビルのパイロット事業の対象サイトを絞り込むため、ESCO 事業者によるエネルギー診断の実施支援を行う。エネルギー診断の実施方法については事業開始後に提案すること。対象サイトは、MOE がショートリストを提供し、イラン側及び JICA との協議によって決定することとする。尚、技術移転の観点から、C/P 機関および ESCO 事業者を充分に関与させること。同エネルギー診断に係る提案書は、技術協力成果品として JICA に提出すること。

(11) ESCO 事業者による政府系ビルのパイロット事業実施

エネルギー診断で絞り込まれた政府系ビルに対し、ESCO 事業者によるパイロット事業の実施準備を行う。パイロット事業の実施方法については事業開始後に提案すること。パイロット事業を実施するための予算は、原則としてイラン側が負担する。対象サイトは、イラン側及び日本側の協議によって決定することとする。尚、技術移転の観点から、C/P 機関および ESCO 事業者を充分に関与させること。同パイロット事業実施に係る提案書は、技術協力成果品として JICA に提出すること。

(12) ESCO 事業者によるパイロット事業のモニタリング

パイロット事業のモニタリング準備を行う。パイロット事業のモニタリング手法について事業開始後に提案する。尚、技術移転の観点から、C/P 機関および ESCO 事業者を充分に関与させること。同パイロット事業のモニタリング手法に係る提案書は、技術協力成果品として JICA に提出すること。

【第2次契約：2015年10月～2017年12月】

(全成果共通)

(1) ワーク・プラン（第2次）原案の作成及び協議

第1次契約の活動結果を踏まえ、第2次に係る業務実施計画を検討し、ワーク・プラン案を策定する。同案を JICA 産業開発・公共政策部に提出し、協議の上、必要な修正を行う。JICA の承認後、C/P に対し、同案を説明・協議し、その内容について同意を得る。

(2) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動・成果及びプロジェクト終了後のイラン側に対する提言をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめる。

(成果3に係る活動)

(3) ESCO 事業者による政府系ビルのパイロット事業実施

エネルギー診断で絞り込まれた政府系ビルに対し、ESCO 事業者によるパイロット事業の実施支援を行う。尚、技術移転の観点から、C/P 機関および ESCO 事業者を充分に関与させること。

(4) ESCO 事業者によるパイロット事業のモニタリング

パイロット事業のモニタリングを実施する。尚、技術移転の観点から、C/P 機関および ESCO 事業者を充分に関与させること。同パイロット事業のモニタリング手法に係る提案書は、技術協力成果品として JICA に提出すること。

(5) パイロット事業実施とモニタリングに係るフォローアップ（本邦研修）

ESCO 事業者による政府系ビルのパイロット事業実施とモニタリングのフォローアップに係る本邦研修を実施する。パイロット事業とモニタリング、それぞれ1回ずつ行うこととする。本邦研修の機関、対象者、人数はイラン政府と協議し、JICA と相談した上で決定すること。現時点で、主に MOE、SABA/IEEO、IFCO、ESCO 協会関係者を招聘することを想定している。

(成果4に係る活動)

(6) 政策提言

パイロット事業を通じて、イランにおいて ESCO を導入するために、必要な政策・方策、金融制度、ファイナンスメカニズムなどについて、分析し、政策提言を行う。最後に、JCC 等において、この項目を含めたプレゼンテーションを C/P や関係者に対して行うこと。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1次契約期間はプロジェクト事業進捗報告書（第1次）、第2次契約期間はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

| 期間 | レポート名 | 提出時期 | 部数 |
|-----|------------------------------|-------------|----------------------------|
| 第1次 | 業務計画書（第1次） （共通仕様書の規定に基づく） | 契約締結後10日以内 | 和文：5部 |
| | ワーク・プラン（第1次） | 業務開始から約3ヵ月後 | 英文：2部 |
| | プロジェクト業務進捗報告書 （第1次） | 第1次契約終了時 | 和文：5部 英文：10部 |
| 第2次 | 業務計画書（第2次） （共通仕様書の規定に基づく） | 契約締結後10日以内 | 和文：5部 |
| | ワーク・プラン（第2次） | 業務開始から約1ヵ月後 | 英文：2部 |
| | プロジェクト業務完了報告書 | 第2次契約終了時 | 和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚 |

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) プロジェクトの枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、活動）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①プロジェクトの枠組み（最新版、変遷経緯等）
- ②業務フローチャート

- ③詳細活動計画(WBS等を活用)
- ④専門家派遣実績(要員計画)(最新版)
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥合同調整委員会議事録等
- ⑦その他活動実績

注) d) 及び e) は完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ESCO 導入マニュアル(英文)
- イ ESCO 契約書雛形(英文)
- ウ 政府系ビルのエネルギー診断に係る提案書(英文)
- エ 政府系ビルのパイロット事業実施に係る提案書(英文)
- オ 政府系ビルのパイロット事業のモニタリング手法に係る提案書(英文)

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

5. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、業務の効率、精度、質等の向上のため、現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なお、提案する現地再委託については、必要な経費を見積に含めること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在イラン日本国大使館、JICA イラン事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

7. 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上